

和 調 第 1 3 9 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 日
(2 0 1 3 年)

業 者 各 位

和歌山市財政局財政部調達課長

制限付き一般競争入札に係る対象契約の拡大について（お知らせ）

平成 2 2 年 4 月 1 日以降に締結する役務の調達に係る契約等については、一部の契約において、制限付き一般競争入札により実施しているところですが、入札・契約制度における透明性の一層の確保等の観点から、制限付き一般競争入札により締結する対象契約を、次のとおり拡大しますのでお知らせします。

1 拡大する対象契約

電話交換業務に係る契約及びデータ入力業務に係る契約を新たに追加します。なお、その他の契約についても今後段階的に拡大します。

2 対象契約

制限付き一般競争入札で実施する契約は、原則として次のとおりです。

- (1) 建築物、道路等の清掃に係る契約
- (2) 警備に係る契約
- (3) 水質、大気等の環境測定分析に係る契約
- (4) 賃貸借に係る契約
- (5) 労働者の派遣業務に係る契約
- (6) 電気設備の総合管理に係る契約
- (7) 消防設備点検に係る契約
- (8) イベント等の設営業務に係る契約
- (9) バス運行業務に係る契約

(1 0) 電話交換業務に係る契約

(1 1) データ入力業務に係る契約

- (1 2) 建設工事に近似する契約
- (1 3) 建設コンサルタント業務に近似する契約
- (1 4) 規模が比較的大きい契約

3 事務処理の概要

制限付き一般競争入札は、指名競争入札のように通知を行いませんので、和歌山市ホームページから公告の内容（入札参加資格等）を確認し、必要書類を添えて申請してください。（別紙参照）

4 実施時期について

平成26年4月1日以降に締結する契約（平成26年度予算の支出負担行為に係るもの）から実施します。

入札の手順(事前審査型制限付き一般競争入札(持参方式))

